



2023年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社パワーソリューションズ  
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 忠郎  
(コード番号：4450 東証グロース)  
問 合 せ 先 執行役員経営企画本部長  
加藤 康男  
電 話 番 号 03-6878-0284

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部改定することを決議し、本制度に関する議案を2023年3月30日開催予定の第21期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の改定の理由

本制度は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度①」といいます。）及び当社における一定期間の継続した勤務に加えて、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度②」といいます。）から構成されております。

本制度①については、2021年3月30日開催の第19期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して付与する当社の普通株式の総額を、対象取締役の報酬額の内枠で、年額3,000万円以内とご承認いただいております。また、本制度②については、2022年3月30日開催の第20期定時株主総会において、対象取締役に対して付与する当社の普通株式の総額を、対象取締役の報酬額の内枠かつ本制度①の報酬額の外枠で、年額2,400万円以内（3年分累計の場合には7,200万円以内）とご承認いただいております。

この度、取締役の員数の増加、その他諸般の事情を勘案して、当社を対象取締役に対して、さらなる中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上や、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るインセンティブを与えることを目的として、以下のとおり、本制度①の報酬額等について必要な改定を行うことといたします。

#### 2. 本制度の改定の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は、2020年3月27日開催の第18期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、本制度①については、2021年3月30日開催の第19期定時株主総会において、当社を対象取締役に対して付与する当社の普通株式の総額を、上記の報酬額の内枠で、年額3,000万円以内とご承認いただいております。今般、本制度①に基づき対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総額を、上記の報酬額の内枠で、年額3,300万円以内（なお、対象取締役が受ける当社の普通株式の発行又は自己株式の処分は、対象取締役の報酬として募集に係る株式を発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは

要しないが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出する。）と改定いたします。

また、当社が本制度①に基づき対象取締役に交付する株式数は合計年15,000株以内とご承認いただいております。今般、当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数を合計年16,500株以内（ただし、今回の改定に係る議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と改定いたします。

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。本制度の内容につきましては、2021年2月12日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2022年2月14日付の「譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上